

議会運営委員会

令和2年5月29日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長	相馬剛	副委員長	齊藤誠之
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	田村正宏	委員	鈴木伸彦
委員	眞壁俊郎	委員	玉野宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	吉成伸一	副議長	松田寛人
----	------	-----	------

出席執行部

市長	渡辺美知太郎	副市長	片桐計幸
総務部長	石塚昌章	市民生活部長	鹿野伸二
総務課長	五十嵐岳夫	総務課長補佐	菊地直路
行政係長	佐藤吉将		

出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
主査	鎌田栄治	主査	飯泉祐司
主任	伊藤奨理		

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
3. 協議事項
 - (1) 令和2年第3回那須塩原市議会定例会について
 - ①提出案件について

○市長提出案件	・ ・ ・ ・	33件
・ 人事案件		3件
・ 補正予算案件		3件
・ 条例案件		5件
・ 財産の取得案件		2件
・ 訴えの提起案件		1件
・ 計画案件		1件
・ 承認案件		6件
・ 報告案件		12件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件 0件

(即決案件)

(追加案件)

② 議案に対する質疑・討論について

③ 請願・陳情等の取扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等 2件

④ 会期及び会期日程について

○会期は、6月 5日(金)から 月 日()までの 日間

○日程(別紙案)

(2) 議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

(4) 那須塩原市議会における会議の文書開催等の運用について

(5) 6月議会後の議会活動について

(6) その他

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○相馬委員長 それでは、おはようございます。

委員の皆様、そして市長をはじめ、執行部の皆様、お忙しいところ議会運営委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○相馬委員長 先日、1カ月半ぶりに緊急事態宣言が解除されました。これはある程度感染拡大のリスクが減少したことと、全国的に医療体制の対応が見えてきたところというふうなことが言われております。

本市においても先月、感染発症の事例がございましたが、その後、拡大は至っておりません。市執行部のこれまでの対応と、それから住民一人一人の発症に対する御協力に敬意を表するところでございます。

しかしながら、第2波、第3波の感染拡大が懸念されております。

その対応といたしましては、新しい生活様式、いわゆる習慣を徹底することと、さらにはここ数カ月で多大なダメージを受けた子どもたちの学業及び市内の経済活動、その復興に全力で取り組まなければならないのではないかというふうに思っているところでございます。

さて、本日は6月定例会における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件、さらには今後の議会開催への対応などについての協議内容でございます。

委員の皆様には円滑な委員会の進行に御協力を

お願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から挨拶をいただきます。

吉成議長、お願いします。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

6月定例会前の議会運営委員会ということで、お集まりいただきまして大変御苦労さまです。

今、相馬委員長のほうからも、今回の新型コロナウイルスに関するお話がありました。皆さんが一番心配している2波、3波という流れ、それが残念ながら北九州市では既に起こってしまっている。これが本市にも当然関連するわけですので、我々はこれまで同様、ないしはこれまで以上に対策をしっかりとここで取っていかねばならない。

また、議会においてもしっかりとした対策が必要だなということを改めて今感じているところであります。

6月定例会は、これまでの定例会とは違った形で開催いたしますので、そのためには議員各位の御協力が必要不可欠でありますので、その点も併せてお願いいたします。

そして、執行部におかれましても、我々議会もしっかりと対応してまいりますので、執行部のほうもぜひとも御協力をよろしく願いをし、挨拶といたします。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、よろしく申し上げます。

○渡辺市長 本日は、令和2年第3回那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会を開いていただきましてありがとうございます。

議会の皆様におかれましては、今回の定例会の方法であったり、様々な点で感染拡大防止にお力添え、御理解、御協力を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

議会の皆様もそうですし、市民の皆様、市役所の多くの方々に助けられております。マスクはこれまで様々な市民の方、事業者の方々から11万枚を超える御寄附を賜りました。

また、消毒液に関しましても2,000リットル以上の御寄附を賜りまして、いただいたマスクなどにつきましては、医療機関や介護施設、福祉施設を中心に、今、配布を進めているところでございます。

先ほど来からお話でございます世界的に見ましても、また国内見ましても緊急事態宣言が解除されて、緩和は本当に進みつつあります。

市としましても、今後、産業をどのように立て直していくか、特に観光業などを中心に、どのように経済を回していくか考えているところであります。

一つの方法としては、観光業などについては、基準などの見える化をして、市民の方や事業者の方に安心していただくような基準を示す必要があるのではないかと、そして、観光客の方に関しても、何らかの約束をしていただく。これまでは観光客の方々はお客様として、ある意味で神様だというようなところもなきにもあらずでしたが、そのようではなくて、観光客、事業者、市が一体と

なり得るような取組が必要ではないのかなというふうに思っております。

しかし一方で、今、北九州市での第2波をはじめ、やはりワクチンなどが開発されていない以上は、緩和と閉鎖の連続が続く可能性があると思っております。

今、緩和の時期だからこそ、今の時点で、閉鎖の目安を考えなければならないと思ひまして、先日、北那須3市町で非常事態宣言等を検討する目安としての北那須モデルを発表しました。

一般市は保健所を持たないため、この県北地域の医療機関についての情報は当然に入ってきません。

そこで、地元の医師会と連携をして、この北那須モデルのような医療に関する取組を少しずつ始めてきております。

今後とも医師会と協議をして、市民の生命、健康を守っていきたく思っています。

そして、いよいよ来週から市内の小中学校で一般登校が始まります。5月の分散登校も多くの皆様のお力により実行ができました。この登校どうなるかはまだまだ分かりませんが、少しでも子どもたちが学生生活を送れるような取組に努めてまいりたいと思っております。

本日の市議会定例会に御提案申し上げますのは、人事案件3件、令和2年度補正予算案件3件、条例の制定及び一部改正案件5件、財産の取得案件2件、訴えの提起案件1件、計画の策定案件1件、専決処分の承認及び報告案件8件、繰越計算書の報告案件7件、公社等の経営状況報告案件3件の合計33件であります。

議案等の内容につきましては、この後、総務部長が説明いたしますが、いずれも大変重要な案件でありますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

また、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後、担当部長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

◇

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和2年第3回那須塩原市議会定例会について、まず、①提出議案についてを議題といたします。

市長提出案件についての説明でございますが、本会議での提案理由説明を資料配付によって代えることとしていることから、今回の議会運営委員会においても口頭説明は省略いたします。

サイドボックスに総務部長の口述を格納してありますので、これをもって案件の説明に代えることといたします。

それでは、委員の皆様、質疑等はございますでしょうか。

ありませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、即決案件はございますでしょうか。

総務部長。

○石塚総務部長 それでは、6月の定例会におきます議案の提出につきましては、先ほど委員長のお話があったとおり、説明省略ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えまして、即決でお願ひしたい案件でございますけれども、全部で9件でございます。

初めに、同意第4号の那須塩原市副市長の選任

についての案件、同意第5号の那須塩原市農業委員会委員の任命についての案件、それから同意第6号の人権擁護委員の候補者の推薦について、以上この3件につきましては、人事案件でありますので、即決としてお願ひをしたいというふうと考えてございます。

次に、承認案件でございますが、承認第7号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）〕、それから承認第8号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）〕、それから承認第9号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）〕、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正〕、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例の一部改正〕、最後になります承認第12号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕、ただいま申し上げました承認案件6件につきまして、専決処分の承認を求め案件でございます。こちらにつきましても即決としてお願ひをしたいというふうを考えています。

先ほどの人事案件と同意案件とを併せまして、以上9件につきまして即決での取扱いをお願ひできればと考えております。

説明は以上でございます。

○相馬委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑等がないようですので、議案の取扱いについてお諮りをいたします。

ただいま説明がありました同意第4号から同意

第6号までの人事案件3件及び承認第7号から承認第12号までの承認案件6件については、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件9件と報告案件12件を除く12件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○石塚総務部長 それでは、6月の定例議会に追加案件として予定しております議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

追加議案として、ただいま予定しておりますのは10件でございます。

まず、令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)でございます。

本案件でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、これに充てるため、本年度の予算の事務事業を精査をしております。これら精査した後に、追加議案として提出をしたいというふうに考えてございます。これが1件目でございます。

次に、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算、これは第3号になります。本案につきましても、先ほどの一般会計補正予算と同じ説明になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるために、本年度予算の事務事業を精査し、精査した後に追加議案として提出したいというふうに考えているところでございます。

3つ目になります。令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)になります。

本案につきまして、先の2案と同じように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるために、本年度予算の事務事業を精査し、精査の後に追加案件として提出をしたいというふうに考えているところでございます。

4つ目の案件でございます。那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、先ほど来説明を申しあげました特別会計補正予算、これに関しまして、条例の改正の必要が生じた場合には、やはり同じタイミングで追加案件として提出をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、那須塩原市介護保険条例の一部改正についてでございます。

これも先ほどの介護保険特別会計予算と同様、条例の改正をする必要が生じた場合には、予算と同じタイミングで追加案件として提出をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次が、令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

これもやはり理由としては同じでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、本年度予算の事務事業を精査した後に、追加案件として提出をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

ただいま申し上げましたのが、補正予算の関係とそれに伴う条例の関係で全部で6本になりますけれども、そこにさらに専決処分の報告についての案件の予定がございます。

これにつきましては、損害賠償の額の決定及び和解になりますけれども、本定例会の会期中に4件の示談の見込みがございます。市の義務に属す

る損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提出をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上10件につきまして、追加議案として上程しているところでございます。よろしく願いいたします。

○相馬委員長 ただいまの追加議案の説明に対し、質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑等がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明がありました追加案件が提出された場合には、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてでございますが、何か予定されているものはございますか。

課長。

○小平議事課長 提出案件についてはございません。

○相馬委員長 次に、議会提出の追加案件については、ありますか。

課長。

○小平議事課長 追加案件といたしまして、発議案件2件を予定しております。

1件は、那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてでございますが、コロナウイルス感染症の対策費用を議会としても工面する必要があることから、議会活動費削減と併せまして7月分の議員報酬30%を削減するために特例条例を制定するものです。

それから、もう1件は、那須塩原市議会会議規則の一部改正についてです。

こちらについては、本会議以外の会議において、

書面やオンライン会議等における開催についても正式な会議として運用することができるように、会議規則の一部を改正するものです。

この発議案件2件のほか、この後、請願・陳情等の取扱いと委員会付託について説明がございしますが、この定例会に合わせて2件の陳情の提出がございました。審査の結果によりましては、意見書提出も2件が予定されます。

以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。ただいまの議会提出追加案件の説明に対し、質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私は議運のメンバーですけどオンライン会議が、こういう正式な会議として認めていく話についての提案提出があるというのは初めて聞いたんですね。その内容というのは、全然具体的な情報を見ていないんですけども、それをちょっと、そこが気になるんですけども経緯も含めて。

○相馬委員長 議事課長。

○小平議事課長 この後の議運で協議を予定してまして、その中で、決定した場合には最終的に提出ということで考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑等がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

まず、那須塩原市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてですが、こちらは最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、那須塩原市議会議会規則の一部改正についてでございますが、こちら最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、陳情の審査結果によりましては、意見書の提出が予想されます。その場合には最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先に決定をしており、一問一答方式により、時間は質疑のみ1人7.5分以内とします。

なお、計画案件については、通告性とする先例がございますが、今回は短縮日程で行う関係上、通告性によらないことといたします。

次に、討論についてでございますが、こちらまさきに決定したとおり、1議題につき1人5分以内、賛成、反対各5人までといたします。

次に、③請願・陳情等の取扱いについてと委員会付託についてを議題といたします。

内容について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、請願・陳情等文書表を御覧いただければと思います。

今回、陳情2件受理してございます。

1件目、陳情第5号でございますが、5月22日、

先週の金曜日に受理をしたものがございます。

件名といたしましては、政府に消費税減税を求める意見書提出に関する陳情でございます。

消費税減税を求める全国会議の柳井様からの提出でございます。

陳情の要旨でございますが、新型コロナウイルス問題、それから自粛によりまして国民所得低下や雇用不安定感などが生じております。さらに昨年の消費税増税により、実質GDPの大幅なマイナス等もございまして、国民所得を引上げ、雇いを創出し、今、生活環境等の改善を図ることが重要である。

そこで、生活者目線に立って消費税減税を行うことが必要であるので、この趣旨を踏まえた消費税率の引下げを国に求める意見書を提出されたいという要旨でございます。

続いて、2件目でございますが、陳情第6号、こちら5月25日月曜日に受理をしてございます。

件名といたしましては、日本政府及び国会に対し日米地位協定の抜本の見直しを求めるよう意見書提出を要請する陳情書でございます。

こちらは安保破棄栃木県実行委員会、栃木県平和委員会の代表の木塚様から提出がございました。

陳情の要旨でございますが、平成30年7月に全国知事会において、米軍基地負担に関する提言を国に提言をしてございます。

この提言にある2点、米軍機による低空飛行訓練等の騒音などの問題に関して、訓練ルートすとか、訓練時期についての事前提供等を行うこと。

それから、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法等の国内法の原則適用、それから、事件事故時の立入り補償等を明記することという内容になっておりますが、これらの早期実現のために、国に対して意見書を提出されたいという趣旨でございます。

説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。それでは、取扱いについてお諮りいたします。

まず、陳情第5号について、どのように取り扱うか、御意見を伺います。

眞壁委員。

○眞壁委員 総務企画常任委員会へ付託が良いかと思えます。

○相馬委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第5号については、総務企画常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第6号について、どのように取り扱うか御意見を伺いたいと思えます。

眞壁委員。

○眞壁委員 同じく総務企画常任委員会で審査を…

○相馬委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ほかに意見が内容でございますので、陳情第6号についても総務企画常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④会期及び会期日程について議題といたします。

別紙に日程案がありますので、事務局から説明をお願いします。

課長。

○小平議事課長 それでは、令和2年第3回那須塩

原市議会定例会会期日程について御説明申し上げます。

会期につきましては、6月5日金曜日から6月18日木曜日までの14日間を予定してございます。

日程でございます。

6月5日金曜日、本会議開会、会期の決定、議案の提案説明については省略になります。即決議案採決。先ほど総務部長から説明があった同意第4号から6号、承認第7号から12号です。それから、議案質疑、議案と陳情の関係委員会付託を予定してございます。

6日、7日土日の休会を挟みまして、8日月曜日から10日水曜日を委員会とし、8日月曜日は総務企画常任委員会と予算常任委員会第1分科会を、9日火曜日は福祉教育常任委員会と予算常任委員会第2分科会を行い、10日水曜日は建設経済常任委員会と予算常任委員会第3分科会を予定してございます。

その後、11日から16日は休会とし、17日水曜日、午前10時から予算常任委員会の全体会を、午後1時半から議員全員協議会を予定してございます。

18日木曜日、最終日になります。各委員長の報告を受けまして、次に、討論、採決、閉会となります。

それから、討論の通告締切りは、12日金曜日の午後5時を予定してございます。

以上です。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期については、別紙案のとおり6月5日金曜日から6月18日木曜日までの14日間としたいと思えますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限については、6月12日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月17日水曜日午前10時から予算常任委員会全体会を、同じく17日午後1時半から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただきますようお願いいたします。

〔「委員長いいですか、ここで発言」と言う人あり〕

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、この日程表見たときに、今ちょうどこの17日の水曜日のところで、予算常任委員会午前10時から、議員全員協議会午後1時半になっておりますが、通常その午前でやる全体会議に関しての時間がそんなに要しないですよ。

今回、こういうふうには3密を防ぐ感染防止ということであれば、これを昼間、食事を一緒にするというのを考えると、例えばですよ、1時半に議員全員協議会終わった後、その後に予算常任委員会をやるとか、そういった方法、または午前中に持っていか、これは執行部の協力をいただくことになると思うんですけども、この1日の中の対応というのを検討はいただけないでしょうか。

○相馬委員長 この日程につきましては、事務局と執行部などの打合せ内容があって日程が決まっているところで、それから、予算常任委員会については、1時間程度で終わるといってお話だったんですが、実際にはやってみないと分からないところもございまして、午前中だけにするとか、それを午後を持っていかとというような日程の組替えはなかなか難しいのではないかなというふう

に考えるところがございますが、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 一応、そういうことだろうと思うんですけども、執行部との関係は、全協だけの話だと思うんですよね。午後に持ってくることになる、あと議会の中だけの話でできるんじゃないかと思えます。

ずっとこのシステムでやっていますけれども、午前中と午後の間がちょっと時間があって、結構時間を持て余す場合も多いと、全協が終わり次第、この予算常任委員会を例えば1時間程度で終わる可能性があるのではないかなと思うんですが、これはやってみないと分からないと思うので。あとは別に絶対ということになりません。今後、9月議会もあるので。

以上です。

○相馬委員長 分かりました。御意見として伺っておきまして、先ほど説明したとおりの会期日程で取扱いさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

よろしいですか。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として、執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 常任委員会があるんですけども、全体の中でコロナ対策の状況とか現状、いろいろなものやっているといるんですけども、その辺を取りまとめて説明を各常任委員会にさせていただかないかと、それが1点と、そこにつける資料とかは全議員にぜひ配付していただきたいというのが1点です。

あともう1点が、コロナ対策の予算関係、最終日、また決議等やりますが、できれば、やはり国のほうもしっかりこの辺進達したいと思いますので、なるべく早くで結構なんですけれども、資料提出をお願いできればと思います。

以上2点です。

○相馬委員長 これについて御答弁はどこですか。

①の各常任委員会で各担当の対策についての報告というものはいただけるのかどうか。

総務部長。

○石塚総務部長 今現在、コロナの対策の本部会議というのを毎週定例的に実施してございますが、当然のことながら、その都度その都度の情報につきましては、議員の皆様にも提供させていただいているところですが、眞壁委員のおっしゃいましたのは、全体的な取組という観点かと思っておりますので、各常任委員会といいましても、恐らく同一の資料ということで、全体的に同じ説明ということにはなるかと思うんですが、簡潔な資料を作成させていただいて、その上でということよろしいでしょうか。そこをちょっと御確認いただければと思います。

○相馬委員長 対策本部会議の資料等は来ていると思うんですが、それ以外の資料ということになるんでしょうか。

○眞壁委員 状況とかは、マニュアルというのは来ているんですけども、状況がなかなか分からないという部分があるので、できればもう全協でいいのかなとは思う。

〔「全協」と言う人あり〕

○眞壁委員 全協の場でもいいのかなと思うんですけども、どちらか。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、文書で簡潔にとってはいるんですけども、やはり文章で読むことと、やはり生

の声で説明を聞くということでは、入ってくる感覚が違うので、私がさっき話したことは、委員会でやると委員会になってしまうので、普通の議会の日程だと説明を受ける場がないので、全協ということが出たので、全協の場で、各部長担当されているところ、代表で今取り組んでいること、細かくやることはないんですけども、考えを、今こんな方針でこういうことに取り組んでいますというまとめたものを3分か5分ぐらいで説明、その上で文書でもらうといいかなと。それを一度部長から説明していただくと、いつも文書だけ読んでいるので、確かに情報はいただいています。

それはそうなんですけれども、やはり人の顔を見てというのが少し足りないので、そういった情報伝達をしてもらいたい。

今、執行部も一生懸命やられているけれども、そういう情報のやり取りが飛ばされているので、そういったことでお願いできれば。

○相馬委員長 再度、先ほど常任委員会というふうになりましたが、全協でということ。

〔「それはどちらでも」と言う人あり〕

○相馬委員長 どちらでもということですね。

今定例会については、本当に短縮日程、それからできるだけ時間を短くというようなことで進めさせていただきまして、議案の説明等も文書をもって代えるというようなことで進めさせていただいているところがございますので、できるだけ簡潔に説明を求めたいということよろしいでしょうか。全協でよろしいということ……

資料はタブレットでよろしいですかね。口頭での説明をどこかで入れてほしいという理解でよろしいでしょうか。

〔「私個人、もう皆さんとか……」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 常任委員会とかでは多分部長さん

とかが、こうやっていますというのが出てきます。それ以外を眞壁委員が知りたいというのも、そこまでは分かったんですけれども。

○眞壁委員 私の考えとしては、やっぱり全協だと詳しくはできないという部分があるので、まず委員会が多少はいいのかなという理由があったので……

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 今回の会期日程をつくるに当たっては、執行部と調整を図っております。といいますのも最終日に予算の追加補正があるということで、こういった日程にいたしました。

執行部と情報のやりとりをしている中で、18日あたり、この日あたりじゃないと補正予算がまとまらないということを伺っております。

ですので、来週の月、火、水が常任委員会ですので、今取りまとめの段階だと思いますので、常任委員会での説明というのは、なかなか難しいと思われまますので、最終日の前の全員協議会、ここでの説明であれば、多分執行部のほうも間に合うかと思っておりますので、そういった形で御協議していただければありがたいというふうに思います。

○相馬委員長 はい、分かりました。局長から説明があったとおりですので、やっぱり常任委員会で報告いただける段階ではないだろうということですので、全員協議会で報告というようなことでよろしいでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 予算の関係は分かりました。状況の関係も日程で合わせて、そこで説明していただくということでよろしいです。

○相馬委員長 状況というのは、コロナの状況なのか、それとも……

○眞壁委員 いろいろな対策費が挙がっていますよね……

〔市長のマスク何枚とかそういうの……〕
と言う人あり〕

○眞壁委員 そういうことではない。市で行っている状況とか、給付の関係とか、いろいろ出ていると思いますので。

○相馬委員長 これまでのその経過等の状況を分かれば全協で御説明いただくというようなことは可能でしょうか。

総務部長。

○石塚総務部長 先ほど増田局長さんのほうからもお話がありましたように、今、予算関係は最終的な取りまとめをやっているところでございますので、全協で概要の御説明をさせていただくというふうに考えております。

あと、これまでの取組につきましても、今までの本部会議等で様々な取組がなされてきております。全体的なものを大きな視点で捉えたというんですか、そういう形での資料になってくるかと思えますし、それにつきましては、全協までに整理をして、各部にお願いして整理をして、それを全協でそれぞれの担当する部長が取り組んでいる内容について説明いただければというお話だったと思いますので、そんな方向で庁内で調整をさせていただければと思っています。よろしいですか。

○相馬委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 眞壁委員が言っていたことと、私が言っていたことが少しだけ違う。どこが違うかというと、眞壁委員言っていたのは、以前、震災があったときに、放射能が飛んできた。それで放射能対策協議会というのをつくったんです。それに特化していろいろな会議を持っていた時期があった。それを今回何かそういう対策委員会をつくらうかといったときになくなった。

だけでも、これだけコロナの問題が市民が心配

している中で起きていて、制約受けたりしている中で、そうするとどうしようかといったときに、対策特別委員会とは不可能にしても、各既存の常任委員会があるので、ここからですけれども、その委員会に関係する中で、市民が今どういう課題を持っているか、観光でいえば営業できなくて、経済的に非常に困っているとか、そういったことは分かるんですけれども、議員というのは、そこへ行ったら話聞けば、その経営者の話は聞けなくはないんですけれども、なかなか市全体の状況というのは把握できていない。その困っている現実のその課題というのが議員には伝わらないので、判断するのに非常に難しいんですよ。

それをここにいない議員なんかはすごく気にしています、何が起きているのかというのが全然、自分のところに電話来るとは分かるけれども、それ以外のことが聞こえない、分からないというので、それをじゃ、全部聞くのは大変なので、眞壁委員が言っていたのは、その個別の委員会ごとで大丈夫なので、その委員会ごとにそれを整理して、各部長のところへ上がってきている市の状況をこういうもの、だからこういう予算をつくったということになると思うんですけれども、そういったことをきちんと整理して、言いたいことに説明があったら聞きたいというのが、それを委員がその委員会の中で、きちんと分かった上で審議をしたいということをもとに、挨拶の中に入れてもらえたらありがたいな。全協では、そういうことを総括した全般的なことを改めて各部長から口頭で説明を受ける。そういう流れを今回つくってもらいたいということなんですけれども、理解できたでしょうか。

○相馬委員長 まず、先ほど説明がありましたとおり、予算につきましては、最終日の追加案件ということになりますので、常任委員会以降のという

ことになりますので、常任委員会でのその説明は、先ほどありましたように難しいというお話があったかと思います。

それから、この口頭での説明につきましても、今定例会については、できるだけ文書による説明というふうな取扱いだということは、前回の議会運営委員会で皆さんに御了解いただいているところかというふうに思いますので、提案理由の説明等もできるだけ口頭での説明は減らしているというのが現状でございます。

そうした中で、その常任委員会で、どの程度の説明を求めるかということになるわけですが、先ほど出ました経過等については、17日の全員協議会での説明ということで、なかなか常任委員会の時点では様々なところが説明までいかないのではないかとというふうなことだったので、全員協議会での説明、これについてもできるだけ文書による説明ということにするというのが、前回の議運の決定事項でございますので、そういうところでいかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 何でもやる必要はない、大体話は見えているんですけれども、最後のこの予算については、そのときは説明いただく。常任委員会にも付託されたものについてのときに、分かっていることだけのそのときの情報、当然言うんでしょうけれども、さっき言ったような観点から、部長、簡単説明をいただければいいんじゃないか。

それから、我々は議員であって、医者だったら患者が来たらば、熱持っていてコロナにかかっているかどうか分からない。それを診るのが、それは仕事で、我々議員は確かに感染したら確かに審議している場合ではないというのは分かるんだけれども、やっぱりそれを恐れるだけじゃなくて、きちんと審議するのが議会だと思うんですよ。

だから、短時間でやろうという時期は、市内も本当、感染者が増えている時期で、また恐れおののいていたね。これどうなるんだろうという時期だったので、そういうふうな流れで一般質問、代表質問も要らないんじゃないかと、これやめようという話が出てしまったからね。あのときだったので、そういう判断ですけれども、今ちょっと落ち着いてはいるので、一度決めたことはそのとおりで構いませんけれども、恐れることなくやるべきことはちゃんとやると、議員の仕事としてきちんと執行部のチェック機関としてきちんとやるべきだと思うので、何も説明は要らない、紙だけですと言っていたら、その向こう審議が深い審議ができていいのかということをもう一度考え直したほうがいいのではないかなと思うので、そういうことです。あとは……

○相馬委員長 議会の議員の対応については、この後議題になろうかというふうに思いますので、そのときでよろしいでしょうか。

執行部をお願いすることは、先ほどありました全員協議会での若干の口頭の説明を経過についてお願いするというのでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 多分言っていることは伝わったでしょうから、結構です。

○相馬委員長 市長。

○渡辺市長 今回、議会の皆さんにおかれましては、様々な点で御配慮をいただきまして感謝を申し上げます。

私どももやはりちょっと未曾有の事態ということで、刻一刻とかなり変化をしていると。

今回の6月議会の方針を決定した際は、新規の感染者が出てしまって、非常事態宣言を行っている。そして、その1カ月後どうなっているかと先が読めない中で、様々な施策を打ち出してきています。執行部側も例えば予算は伴いませんけれど

も、先日発表した例えば北那須モデル、これは職員が見てきたというか、これは私からのトップダウンです。

逆に今、6月から開催をするキャッシュバックキャンペーン「リフレッシュ！宿泊キャンペーン」なんかは、職員から要は従来型の施策でありまして、執行部側も結構いろいろなチャンネルで打っているような状況でございまして、結構その執行部側の部長全て把握しているわけではないと思うんですけれども、極力議会の皆様には情報を提供して、御審議しやすいような環境を整えていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、そこは善処したいと思っております。

○相馬委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかにございますか。

ないようでしたら、次第(2)に入る前に、執行部入れ替えのため、暫時休憩といたします。

ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等について執行部から内容説明をいただいた上で議決、または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定をしたいと思えます。

本日は総務部、それから市民生活部から計3件の案件がございます。

まず、市民生活部の案件について協議いたします。

市民生活部からは2件の案件がございます。

まず初めに、那須塩原市循環型社会形成推進地域計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

市民生活部長。

○鹿野市民生活部長 おはようございます。

市民生活部からは、今、委員長が言いましたように2件の案件がございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は座ったままさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、初めに、循環型社会形成推進地域計画の策定についてということで説明させていただきます。

現在の計画につきましては、平成28年から今年度、令和2年度までの5カ年の計画でありまして、計画の内容ですけれども、現在は本年度を後期として、今進めております第2期最終処分場、これの補助金をもらうための計画内容というふうなことでなっております。

来年から同じように5カ年で、令和3年度から令和7年度ということになりますけれども、こちらの計画につきましては、令和5年度から工事着手を予定しております。この資料に記載しました那須塩原クリーンセンター、これの長寿命化工事といたしまして、一般整備工事、こちらのほうに移りたいということでもあります。

その期間、工事の工事費、これがおおよそですけれども50億円という大きな数字を予定しているところであります。

この計画を策定することによりまして、補助対

象というふうになります。補助対象になるためには、この計画は必須ということになります。

補助率はちなみにですけれども3分の1、補助対象事業ということになりますけれども、3分の1、それから、現在この先ほど言いました最終処分場と同様に、災害復興の特別交付金、こちらが充てられるとすれば、こちらを補助対象外の95%が充てられるということで、引き続き計画については策定をしたいというものでございます。

総合計画の位置づけ、これにつきましては、基本施策の1-3にあります循環型社会を構築するというところの具体的な施策として、市廃棄物施設の安定稼働と計画的な整備を推進する。

それから、基本施策の4-7持続的・効果的下水処理サービスを提供するというところの具体的な施策として、地域に応じた生活排水処理、施設を整備する。

この2つに該当するというところで、現在の計画も先ほど言いました最終処分場のほかに、下水道のほうで進めております合併浄化槽関係の補助のためにもこの計画が必要だということになってございます。

今後におきましても下水道のほうの関係でも、そちらの補助金も活用していきたいということですので、そちらの関係の計画でもあるというところでございます。

それから、次に、計画の時期ということですが、これにつきましては、直接関係するのは、計画として記載しました3つのうち、3つに書いてあります那須塩原市一般廃棄物処理基本計画ということになります。

そちらについては、30年3月の議会で承認をいただいているというところでございます。

今後ですけれども、計画策定を進めまして、来年令和3年の1月の全員協議会のほうで報告を差

し上げて、承認をいただければというふうに乗っているところでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、ここで案件の取扱いについて決定をしたいと思いますが、討議すべき点はございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議なしと認め、報告になります。

本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

続いて、那須塩原市地域バス（ゆーバス・ゆータク）運行事業協定書を協議いたします。

執行部から説明をお願いします。

部長。

○鹿野市民生活部長 それでは、続きまして、那須塩原市地域バス（ゆーバス・ゆータク）運行事業協定について説明をさせていただきます。

この協定につきましては、民間事業者ゆーバス、それから、ゆータクの運行事業者と協定を結んで

進めていきたいというものでございます。

事業の内容といたしましては、記載のとおり、事業主体から事業認可、運行路線等、事業費補助、事故に対する責任、その他附帯事項ということで協定を結んで進めていきたいというものでございます。

協定の締結の目的及び背景ですけれども、現在もゆーバス・ゆータクについては、協定を結んで進めてきているわけですけれども、現在の協定が9月いっぱいまで満了というふうになるため、改めて10月1日から3年間ということですが、令和5年9月30日までの協定を締結したいというふうに考えているものでございます。

それから、特記事項として掲載してありますが、那須塩原市地域公共交通網形成計画、それから再編計画、こちらに基づいた協定だということで、御承知おきいただければというふうに思います。

議会の対応及び理由というところですが、これについては、先ほども申しましたように、現在結んでいる協定も延伸というところで、最終的には6月22日に予定しております那須塩原市公共交通会議、こちらで協議をいただいて、決定をするというものですので、その決定の後、7月の全員協議会のほうに報告をして、10月の協定に向けて進めていきたいというふうに考えているものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

中里委員。

○中里委員 すみません、ありがとうございます。

1点だけちょっと確認させていただきたいんですが、現在の協定が7月いっぱいということで、改めて協定を結ぶということなんですけれども、

この協定の内容は、今、組んでいる協定の内容について違いはあるかどうか伺いたいと思います。

○相馬委員長 部長。

○鹿野市民生活部長 協定のこの内容自体に大きな変更はございません。ただ、運行路線ですとか、そういったところは一部変わるところがありますので、その部分については、変わった形で協定を結ぶということになりますけれども、大きな方向性といいますか、そういったところでのこの変更はございません。

○相馬委員長 ほかに質疑等はございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ここで案件の取扱いについて決定をしたいと思いますが、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件については、報告案件とすることに決しました。

それでは、ここで執行部入れ替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○相馬委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、総務部案件について協議いたします。

那須塩原市特定事業主行動計画を協議します。

執行部から説明をお願いします。

部長。

○石塚総務部長 それでは、那須塩原市特定事業主行動計画の策定について御説明を申し上げたいと思います。

資料の1番と2番、同じような内容ですので、あわせて説明させていただきます。

まず、当計画でございますけれども、国の法律に基づき策定が義務づけられているものでございます。

国の法律、ここにも出ております次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、この2つの法律に基づいて計画を策定するものでございまして、内容的には、市職員のワークライフバランスを向上させるための職場の環境を職場全体で推進していくと、そういったもろもろの目標を設定する計画ということになっております。

具体的にはどういった内容かといいますと、市職員の子育てに関する制度の周知とか、休暇取得の促進、また超過勤務を縮減していく、それらはどちらかというと子育てに関するものでございますけれども、それから女性職員の占める割合でありますとか、育児休業の取得率100%を維持していく、こういったもののために目標を設定するものでございます。

計画期間は令和3年から令和7年度までの5年間を予定しているところでございます。

これらを全協の報告とさせていただく理由ですが、あくまで市の職員だけに特化した内部

の計画であり、市も特定事業主という扱いが法律上受けておりますので、その中で、先ほど申し述べました理由によって、行動計画をつくっていかなければならないという内部計画であることから、全協での御報告にさせていただければというふうを考えているところでございます。

簡単ですけれども、説明は以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

中里委員。

○中里委員 1点ほどお伺いしたいと思います。

目標値を設定するような計画だということで、この目標値も国の指針に基づいてというか、添って設定するのか、あるいは本市独自のものとなるのか、その点を伺いたいと思います。

○相馬委員長 部長。

○石塚総務部長 数字の基本的なものというのは、国の指針に基づくものでございますけれども、それを踏まえた上で、本市にも当然その国の指針だけによらない部分、そういったものもございまして、それについては、今後、各課に照会をさせていただいて、各課の今それぞれ取り組んでいる内容、そういったものを集めた上で計画をつくっていきなというふうを考えているところでございます。

○相馬委員長 ほかにございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ここで案件の取扱いについて決定したいと思います、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、この後、議会の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次第(3)新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(案)の資料をご覧ください。

趣旨でございますが、本会議等においては議員

ほか執行部の職員が出席されております。感染症対策の徹底という観点から、本会議、その他の会議については、当面の間、次のとおりとすることとしたいというものでございます。

2のところ、新型コロナウイルス感染症対策としまして、今回、追加をするものでございますが、本会議、その他の会議に出席する者は、議員それから執行部問わず出席する日ごとに、本庁舎に設置された体表面温度測定器、入り口のところにある機械により体温を測定するものと思いたいと思います。

測定の結果、体温が37.5度未満となった者でなければ上記会議に出席できないという形で、事前に感染症対策をしたいというものでございます。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明のあったとおりであります。今後は議員、執行部とも議会に出席する場合は、体温を測定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(4)那須塩原市議会における会議の文書開催等の運用についてを議題といたします。

事務局から説明お願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、那須塩原市議会における会議の文書開催等の運用についての資料を御覧いただければと思います。

総論のところでございますが、議長、委員長、その他会議の主催者は事務局と協議をして、会議の文書開催等の適否を判断するものとする。

文書開催等の実施に当たっては、会議の性質に応じ、次のとおりに要するものとするでございますが、今回、新型コロナウイルス感染症の蔓延と

いうのもございまして、なかなか会議室の会議ができないと、自粛しなければいけないというところもございました。

現在としては落ちついている状況ではございますが、今後、第2波、第3波というところで心配をされているところでございます。

会議規則におきましては、通常会議室に集まる会議というものを想定しておりますので、なかなかオンライン会議、それから文書開催、こういったものを想定していないというところがございますので、先ほど追加議案のところ、話題を出しましたけれども、会議規則の一部を改正をして、書面開催等ができるような運用を今のうちに構築しておきたいというものでございます。

先に会議規則の開催のところでございますが、3ページ目に新旧対照表がございますので、そちらを御覧いただければと思います。

今回、御承認いただけましたら6月議会の最終日に、議会会議規則の一部を改正する規則を上程をいたしまして、会議規則の附則に書面開催の特例というものを入れたいというふうにご考えてございます。

1項は、今でもある施行日のところでございますが、2項、3項追加をしたいと思っております。

2項でございますが、議員は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったとき、あるいはこれに準ずる事態であるとして議長が認めるときには、一定の場所に参集する会議の開催を行えないようにという努力義務を本文で規定しております。

後段といたしまして、この場合において、第2章に規定する委員会、それから第7章に規定する協議または調整を行うための場については、書面、電子メールその他の方法により会議を開催するこ

とができるということを置いております。

本会議につきましては、地方自治法の規定がございますので、議場に参集しないとできないところがあるんですが、委員会等協議調整の場につきまして規定したものでございます。

参考としまして、全項に規定する書面、電子メール、その他の方法に関し、必要な事項は議長が別に定めるといふうにしておりまして、この前にあります運用についてというところが、議長が規定する内容の案となっております。

それでは、1ページ目にお戻りいただければと思います。

それは先ほど御説明をしたところですが、2、3、4ということで、会議の種類、場合が幾つかあるかなと思いますので、まず情報提供、連絡等をする場合、会議につきましては、会議で提供する情報についてサイボウズのメッセージ機能により事務局から通知を行うことで、会議に代えられるのかなと考えております。

それから、3、協議調整等をする場合につきましては、(1)、(2)の方法を考えておりまして、サイボウズのメッセージ機能を活用する方法でございます。サイボウズのメッセージ機能により、事務局から原案を通知し、これに対し意見がある議員は返信等を行う。返信等の期限については、原則として3日後以降は使わないものとしまして、返信等がなかった議員につきましては、意見等がなかったものとみなす。簡単な原案の内容については、質疑等について、事務局が返答できるものは事務局が返答を行います。

返信があった意見等については、事務局においてまとめて議員に通知をいたします。

その内容を踏まえまして、主催者側の委員長または議長のほうで再度協議調整等を行うかを御検討いただければと考えております。

それから、4月24日の議会運営委員会で決定いただいた那須塩原市議会におけるオンライン会議の試行についての例により、オンライン会議を使って、協議調整等をするという形も考えたいと思います。

次、4、決定をする場合でございますが、一つはサイボウズのメッセージ機能を活用する方法でございまして、先ほどと同じように、事務局から原案の通知をしまして、これに対して返信を行う形で意見の集約をして、決定をするという方法でございます。

それから、(2)としまして、こちらもやはりオンライン会議を使う方向によりまして、オンラインで会議のメンバーが集まって御協議いただいて、決定をいただくということです。

それから、(3)書面による方法でございますが、特に重要な決定につきましては、書面による決議によることができるというふうにしたいと考えております。

事務局から原案及び表決書を郵送その他の方法により通知をして、議員は表決書に原案に対する決定の可否を記載するとともに、氏名を署名または記名をし、期限まで事務局に御返送いただきたい。

期限までに返送等を行わなかった議員については、当該決議に関し棄権したものとみなすというふうな運用でございまして、こういった運用を想定して、今後、第2波が来たような場合に備えて、会議規則の改正をしたいというふうな内容でございます。

説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑等はございますか。ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、質疑等がないようですので、本件については、6月の全員協議会で報告の上、最終日に会議規則の改正を上程したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(6)6月議会後の議会活動についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。
係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、6月議会後の議会活動についての資料を御覧いただければと思います。

既に6月議会定例会までの議会活動につきましては、議会運営委員会で決定いただいたところでございますが、今後、コロナウイルス終息も、緊急事態の解除も踏まえて、6月議会後を御協議いただきたいというものでございます。

趣旨でございますが、議会といたしましては、6月議会までの活動方針について決定したところです。現在、本市ではコロナウイルスの感染者が7名確認されておりますが、4月22日が最後となっております。その後は確認されておられません。

緊急事態宣言の解除もございますが、全世界の新規感染者数も増えております。さらに国内においても感染の第2波、第3波が懸念されているところでございますので、議会活動を再開するに当たり、感染症拡大防止に配慮する必要があることから、新たな活動方針を定める必要があるとするものです。

6月議会閉会后、当面の活動方針の案でございますが、議会活動再開と感染症拡大防止を両立する観点から、当面の期間として9月議会定例会開会までの活動方針について、次の(1)から(5)までと

しております。

まず、(1)でございますが、会議の開催に当たっては、会場の選定や換気の励行及び3密を避けるよう努めることとします。

(2)簡潔な説明と集中した審議により、会議時間を原則として90分以下とするものとともに、小まめに休憩を入れることとします。

(3)オンライン会議の活用についても検討し、積極的な活用を推進します。

それから、(4)議員以外との一般市民との接触を伴う議会活動については、原則として行わないものとしします。

(5)視察の受入れについては行わないものとしします。

なお書きでございますが、今後、市内で新たな感染者が確認された場合など、必要に応じてこの活動方針の見直しを行いますとするものです。

説明は以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等がないようですので、ただいまの説明のとおりすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(6)その他に入ります。

委員から何かございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、私から新型コロナウイルス対策に関わる議会の対応として、前回の会派代表者会議において、議会BCPを活用して、今後の会議の検討をしていくというような議長のお話でしたが、それについて、議長の考え等

をここで伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉成議長。

○吉成議長 今、相馬委員長のほうからお話振っていただいたんですけども、今回の会派代表者会議、当然内容自体、皆さんも御存じだと思います。

その中で、幾つか私のほうから提案をさせていただいて決まったこともあるし、それについては、今後、再確認をしましょうとか、それから今回はいいでしょうか、そういったものがあったわけです。

その中の一つに、この新型コロナウイルス感染症に対する議会として様々な取組をするための特別委員会の設置はどうでしょうかということで提案をさせていただいた経緯がございます。

私の説明がよろしくなかったのかなという気がしますが、最終的には今の段階での特別委員会の設置は必要ないでしょうというようなことで、設置は見送りました。

ただし、那須塩原市議会においては昨年9月に、議会の様々な災害等の場合にどうやって継続して業務を行っていくかというための議会BCP計画があります。それにのっとり、今後はこのような感染症等々の事例が発生した場合には、議会の活動をしていきたいということでお話をさせていただきました。

ただ、あくまでも議会BCPの基礎となるものは、やはり地震であったり、水害であったり、大きな火事であったり、そういったものが主な内容として決まっているわけです。その他の事項の中に、新型インフルエンザ等が発生した場合には、やはり内容は議会BCPを発動して、それで議会の対応をしていきたいと思いますというわけなんです。ですから、なかなかこの基準というのが非常に難しいのが現状です。

先ほど市長のほうから、冒頭の挨拶の中でありました。県北3市においては基準を決めましょうということで、我々も既にもうタブレットで皆さん御承知だと思いますが、ああいった基準が設けられています。

そこで、我々のこの那須塩原市議会として、議会BCP発令の際には、やはり執行部の対応を当然参考にさせていただいて、それに基づいて発動するかどうかということも決めるし、当然この議会BCPで集まっていた方々というのは、会派の代表者、そして委員会の委員長、そして議運の委員長、私と副議長という主立ったメンバーが全部集まりますので、その中で会議を開きながら、その会議自体もオンラインになる可能性はあるとは思いますが、そういった形で今後、この感染症に対して対応をしてみたいと思います。

ちょっと情報を仕入れたんですが、さくら市議会とそれから日光市議会が新型コロナウイルス感染対策として、特別委員会の設置をしております。ただ、その内容を見るとあまり設置をした意味があるのかなというような内容になっていますので、この2つとも確か議会BCPは策定されていないはずで、議会として。そういった観点からいくと、那須塩原市議会においては、この議会BCPの中で、十分対応可能だろうということですので、今後はそのような形で対応させていただきたいと思いますので、御承知おきいただければと思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○相馬委員長 ないようですので、それでは、大項目4番のその他として、皆さんから何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと委員長から話されて、議長の話になるけど、BCPという目的の中の特別委員会、また対応、特別対策という、このコロナウイルスという状況の中の市の施策に対する議会としてのチェック機関のチェックということは、ちょっと考え方が違うと思うんですよね。そこどころまず、ちょっとみんなはどう思っているのかわからないんですけども、違うと思います。

ただ、さっき、コロナで出てくるいろいろな予算とか、もしかすると市民から見た目線で執行部がちょっと認識が足りなくて、もうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかみたいな要望があったときに、それをどうするかということが議員で検討する、そういうことに特化した、施策に対して特化した特別委員会という意味であっていいのかなど。

それをつくらなくても、先ほどその委員会ごとがあるんで、全部見るんじゃなくて、委員会の中で執行部から出てきた案について、そこに一般、それがなかったときの一般の部分と、それに特化した事業というのが、どんどん出てくると思うんですね。それが本当にどういう理由で、どういうふうに上がってきたかというのをしっかり検討していこうということだと思うんですよね。

だから、コロナ対策特別委員会というのは、そのBCPなら、実は業務継続の話であって、それは今言った今後の6月、9月までの活動の仕方というあたりがBCPの話だと思うんですよね。あくまでコロナに特化したというのは、予算の話だったので、そこをしっかりと議会の中で、まさに今度6月議会なので、検討すべき、議会として

の取り組み方じゃないかというふうに思うので、すみません、単なる意見になります。

○相馬委員長 分かりました。意見としてお伺いしておきたいと思います。

ほかにございますか。

[発言する人なし]

—————◇—————

◎閉会の宣告

○相馬委員長 それでは、ないようでございますので、以上で本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分